

堺市民芸術文化ホール駐車場管理運営業務 審査基準

1. 審査対象

各企画提案者の提出した企画提案書の関係書類を審査の対象とする。

なお、企画提案書については、審査の公平性を期するため一切の事業者名を匿名とする。

選定委員会において、最も優秀であると評価された事業者を優先交渉権者とする。

2. 審査項目及び基準

※別紙1のとおり

3. 審査方法

(1) 審査項目及び基準を別紙1で確認し、記載されている採点方式に沿って得点を算出する。

(2) 委員は得点をもとに全事業者の順位及び順位点を決定する。

(3) 各委員の審査結果をもとに、委員匿名により全事業者の得点及び順位点の順位を定める。

4. 審査結果

(1) プロポーザル審査の結果、別紙1で算出した得点の一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。なお、審査の結果、得点が同一の者があった場合には、得点が同一の者の中で各委員が算出した順位点の合計が一番高い事業者を委託契約の優先交渉権者とする。得点が高同点であり、かつ順位点が高同点の者があった場合には、これらの者の中で見積書見積額の低い者を優先交渉権者に選定する。なお、順位点の算出方法は下記のとおり。

(2) 審査の結果、得点が一番高い事業者であっても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。

(3) 企画提案者が1者の場合は、選定委員会で提案内容を審査し、優秀であるときは交渉権者として選定する。但し、この場合においても委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合、契約の相手方として選定しない。

(4) この基準に定めのない事項については、選定委員会において決定する。

※順位点の算出方法

下表により順位を「順位点」に換算する。参加事業者数が6以上の場合、5以下の例にそって換算する。

参加事業者数 (委員全員の得点の合計が満点の60%未満の場合を除く)	順位表				
	1位	2位	3位	4位	5位
2	2点	1点			
3	3点	2点	1点		
4	4点	3点	2点	1点	
5	5点	4点	3点	2点	1点

配点表

別紙 1

●書類審査 審査項目と配点

	審査項目	審査基準	配点
1	事業実績・実施体制	駐車場の運営実績は十分か。事業実施体制は適正か。	5 点
2	利便性向上	案内表示は視認性が高いものとなっているか。 また、満室・空室状況の確認は、通信手段を用いた情報配信システムによるものも含め、容易であるか。 機器等を設置する場合、利用しやすいものとなっているか。 その他本業務の履行にあたり、利便性を向上させる手法や取組が示されているか。	20 点
3	苦情対策	利用者や近隣住民からの苦情への対応の考え方が適切であるか。また、苦情処理体制や周辺道路等の混雑緩和のための対応策が妥当であるか。	10 点
4	安全・防犯対策	駐車場内の安全、防犯、設置機器の故障等、予想されるリスクを具体的に認識し、それらに対する方策が講じられているか。	10 点
5	減免措置体制	減免措置の方法が実現可能かつ簡便な方法で示されているか。	5 点
6	高齢者・障害者への配慮	高齢者や障害者等への配慮が適切に示されているか	5 点
7	環境・景観への配慮	駐車場内の設備の保守点検について示されているか。また、省資源、省エネルギー等、環境への配慮がなされているか。	5 点
8	近隣駐車場との相互連携	利用者の利便性向上のため、近隣駐車場との相互連携が図られているか。 < 配点方法 > 10 点 × (提示した連携駐車場台数 ÷ 最多連携駐車場台数) ※最多の連携可能台数を提示した応募者に 10 点を配点する。 小数点以下の数値は、切り捨てるものとする。 ※対象となる各連携駐車場の芸文ホールまでの距離、営業時間、料金を記載すること。	10 点
		近隣駐車場との相互連携の方法が実現可能かつ簡便な方法で示されているか。	10 点
9	見積金額	下記参照。	20 点

合計 100 点

【見積金額の項目について】

最も安価な見積書を提示した事業者の見積金額を各事業者の見積額で除したのち、配点 20 点を乗じる。計算後の端数は小数点第 1 位は四捨五入する。

最も安価な見積書を提示した事業者の見積額 / 審査対象の事業者見積額 × 20 点